

平成24年9月12日
建築・都市整備・道路委員会資料
都市整備局

戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に係る事業計画の変更について

1 変更の趣旨

事業進捗に伴い、設計の概要及び事業費の変更を行う必要が生じたため、都市再開発法第56条の規定に基づき、事業計画の変更を行います。

2 変更内容

(1) 設計の概要

現在建設中の公益施設（区役所、区民文化センター等）において、地下2階及び3階の自動車駐車場の給排気を行う機械室の設計変更により、公益施設の延床面積が約34,100㎡から約34,400㎡となり、約300㎡増加します（下図参照）。

(2) 事業費

前回の計画変更以降、事業の進捗に伴い、事業費の精査を行うとともに、公共施設整備工事や仮設店舗の解体撤去工事などにおいて入札残が生じたことなどにより、総事業費が約1,136億円から約1,120億円となり、約16億円減額します。

3 変更の手續

9月5日 事業計画変更の県への認可申請

10月下旬 事業計画変更の県知事認可

11月中旬 事業計画変更の公告（市報登載）

<変更箇所図>

